

平成29年 1月23日
愛知県中央信用組合

三河信用組合のお客様への合併に伴う「ご案内」について

愛知県中央信用組合と三河信用組合は、平成29年1月23日（月）に合併し「愛知県中央信用組合」として業務を引き継ぎ、営業させていただくことになりました。

つきましては、お客様のお取引については、下記「お取引のご案内」の通り変更になり、お手続きが必要な場合がありますので、ご一読お願い申し上げます。

【お取引のご案内】

1. ご預金のお取扱いについて

お預けいただいております三河信用組合のご預金は、合併日以降「愛知県中央信用組合」の預金規定によりお取扱いさせていただきますこととなります。

2. お取扱店について

三河信用組合「本店」は、愛知県中央信用組合「蒲郡支店」に変更させていただきます。また、店舗番号につきましては、下記のとおり変更いたします。

なお、金融機関コードは、愛知県中央信用組合の「2451」に統一されます。

三河信用組合		➔	愛知県中央信用組合	
店舗名	店舗番号		店舗名	店舗番号
本店	001		蒲郡支店	016
三谷支店 御津出張所	002		三谷支店 御津出張所	017
吉良支店	004		吉良支店	018
鹿島支店	008		鹿島支店	019

3. 口座番号について

ご預金など各種お取扱いにご使用いただいております口座番号は、合併日以降も現在のままで変更はありません。

4. 各種「預金通帳」について

三河信用組合の普通預金等の通帳は、新しく「愛知県中央信用組合」の通帳に切り替えさせていただきます。新しい通帳への切り替え後は「愛知県中央信用組合」のすべての窓口・ATMでご利用いただけます。

なお、三河信用組合の通帳では、合併日以降、現金自動預払機（ATM）でのご利用ができませんので、ご面倒ですが出来るだけ早い時期にお取引店窓口にお持ちいただくか、営業担当者へお預けのうえ、新しい通帳に切り替えをお願いいたします。

5. 各種「預金証書」について

現在お持ちの三河信用組合の定期預金等の証書は、そのままご利用いただけます。ご預金のお受け取りまたはご継続の際には、お取引店窓口にご持参下さい。

なお、「愛知県中央信用組合」の新証書をご希望のお客様は、証書とお届け印章をご持参のうえ、お取引店窓口にお申し付けください。

6. キャッシュカード・ローンカードについて

現在ご利用の三河信用組合のキャッシュカード・ローンカードは、引き続きご利用いただけます。

なお、「愛知県中央信用組合」のキャッシュカード・ローンカードへのお取替えをご希望されるお客様は、合併日以降、キャッシュカード・ローンカードとお届け印章をご持参のうえ、お取引店窓口にお申し出ください。ただし、新しいカードにお取替えをするにあたり、現在ご使用中のカードは回収させていただきますので、新しいカードがお手元に届くまで（1週間程度）、ご利用になれませんのでご了承ください。

7. ATMのご利用について

合併後のATMご利用時間については、下記のとおりとさせていただきます。

店名	合併後 ATM 稼働時間		
	平日	土曜	日曜・祝日 年末・年始
蒲郡支店	8:45~18:00	—	—
三谷支店	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
御津出張所	8:45~17:00	—	—
吉良支店	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
鹿島支店	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
一色出張所	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00

8. ご預金の適用利率について

各種ご預金の適用利率は、合併日以降「愛知県中央信用組合の店頭表示の利率」とさせていただきます。

なお、満期日が合併日以降の定期預金・定期積金は、現在約定している利率を満期日まで引き続き適用いたします。

9. 利息決算日について

三河信用組合は毎年2月と8月を利息決算日としておりましたが、平成29年から毎年3月と9月の第2日曜日に変更させていただきます。

総合口座の貸越をご利用のお客様につきましては、平成29年3月12日（日）が変更後の第1回目利息決算日となり、現在の貸越残高にお利息が加算されることとなりますので、ご留意願います。

10. 非課税貯蓄制度（マル優）について

マル優につきましては、現在ご申告いただいております「マル優の申告額」の変更手続きは必要ありません。

11. 年金のお受け取りについて

国民年金・厚生年金につきましては、お客様による変更手続きは必要ありません。それ以外の年金（共済年金・企業年金等）につきましては「新金融機関名（愛知県中央信用組合）」および「新取引店舗名」への変更手続きが必要となります。つきましては、お手数ですがそれぞれの年金支給先に所定の変更届を提出していただきますようお願いいたします。

12. 給与振込・一般振込について

平成29年1月23日（月）以降のお振込みにつきましては、お手数ですが、振込依頼人様（ご勤務先等）に「新金融機関名（愛知県中央信用組合）」および「新取引店舗名」のご指定いただきますようご連絡をお願いいたします。

13. 公共料金・クレジット等の自動支払いについて

公共料金・各種保険料・税金・クレジット利用代金等の各種自動支払いにつきましては、お客さまによる変更手続きはございません。

なお、請求書・領収書等の取扱金融機関が三河信用組合のまま表示される場合があります。

また、平成29年1月23日以降、新規に口座振替契約をお申込みいただく場合は、必ず「新金融機関名（愛知県中央信用組合）」および「新取引店舗名」をご記入ください。

14. 当座預金の手形帳・小切手帳をご利用のお客様へ

当座預金をご利用のお客様には、合併日までに新しい手形帳・小切手帳を交付させていただきますので、平成29年1月23日（月）以降にご使用ください。

また、平成29年1月20日（金）までに振り出された手形・小切手は、これまでと同様に決済させていただきます。

15. 手形・小切手等の代金取立のお取扱い

合併日以降、資金化に要する日数等が変更となる場合がございますので、手形等の取立のご依頼はお取引店にご確認ください。

16. 各種手数料について

合併日以降、「愛知県中央信用組合で定める手数料」によりお取扱いさせていただきます。

17. ご融資・各種ローンのお取扱いについて

現在ご利用されているご融資・各種ローンのお取扱いにつきましては、お客さまによるお手続き・費用は原則として必要ございません。

18. 出資について

三河信用組合の出資金は、そのまま愛知県中央信用組合の出資金となりますので、原則、変更手続きは必要ありません。

なお、合併後は三河信用組合の普通出資2口（1,000円）が1口（1,000円）になりますので、1口に満たない部分（500円）については、基準を満たさないこととなるため、平成29年9月末目途に500円を増額していただきますようお願いいたします。

また、出資配当金は、合併日から起算してお支払いします。

19. 預金保険制度（ペイオフ）について

合併前に当組合と三河信用組合に別々にお預入れいただいた預金保険対象預金については、預金保険制度上合算されたお取扱いとなります。

ただし、合併後1年間に限り、保護される金額はご預金者一人あたり元本2,000万円までとその利息となります。

なお、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済性預金」として全額保護されます。

お手続きについて、ご不明な点がございましたら各店舗の窓口または担当者にお気軽におたずねください。